

- 保育・学校教育の重点 -

八幡市教育委員会

令和7年 4月

目 次

基本理念	1
重点項目1 豊かな学びと確かな学力	1
1 基礎・基本の確実な定着	
2 主体的・対話的で深い学びの実現	
3 認知能力と非認知能力を一体的にはぐくむ教育の推進	
4 幼小・小中・中高の校種間の連携の推進	
重点項目2 豊かな人間性	2
1 望ましい友だち関係、主体的な規律ある生活の確立	
2 不登校・いじめ・虐待などの解消に向けた総合的な取組の推進	
3 芸術文化・読書活動に親しみ、ふるさと八幡を創る市民性の育成	
重点項目3 健やかな身体	3
1 生涯を通じて体育・スポーツに親しむ能力・態度の育成	
2 自ら健康な生活を営む、たくましい実践力の育成	
3 健やかな成長のための食育の取組の推進	
重点項目4 よりよい社会の構築に貢献できる力をはぐくむ	4
1 一人一人が人権を尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指す 教育の推進	
2 社会変化を前向きにとらえ、よりよい社会と幸福な人生を創り出す こどもの育成	
重点項目5 魅力ある学校・園づくり	5
重点項目6 教職員の資質能力の向上	5

保育・学校教育の重点

八幡市教育委員会

基本理念

本指針は、本市における保育・学校教育の基本的な方針を定めるものであり、すべてのこどもがひとしく適切な保育や豊かな学びの機会を得られる環境づくりを推進するとともに、社会全体でその成長を支える仕組みを構築することを目的とする。これに基づき、本市は、こどもを誰一人取り残すことなく、健やかな成長を保障し、自立した個人として将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。

重点項目 1 豊かな学びと確かな学力

1 基礎・基本の確実な定着

幼児期の遊びを通した総合的な指導、モジュール学習、少人数指導や複数の教員による指導、小学校中・高学年における教科担任制の導入など、本市で蓄積された実践を活用し、指導方法の工夫改善を進める。

2 主体的・対話的で深い学びの実現

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、保育・授業を通して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、学びに向かう力などの資質や能力の育成に努める。

3 認知能力と非認知能力を一体的にはぐくむ教育・保育の推進

こども同士の活動の中で、学んだことやお互いのよさを認め合い、自らの可能性を発揮して、学びを深めるとともにコミュニケーション能力や課題解決能力、粘り強さなどの非認知能力の育成を図る。

4 幼小・小中・中高の校種間の連携の推進

こども達の切れ目のない育ちの支援と学びの充実のため、各学校・園間の連絡・調整・実践を積極的に進め、持続可能で一体的な指導のできる「幼小接続教育」及び「小中一貫教育」に努める。

保育園・幼稚園・こども園（就学前施設）

- (1) こどもからの働きかけに応じた豊かで応答性のある環境を構成し、生命の保持と情緒の安定に配慮した細やかな保育を行うとともに、幼児教育において育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を見据えた長期的な視野を持って、幼児期にふさわしい生活を保障しながら個に応じた柔軟性のある教育・保育の充実に努める。

小・中学校（義務教育施設）

- (1) 各種の調査などを活用し、こどもの学習状況を的確に把握するとともに、指導と評価の一体化を図り、個に応じたきめ細かな指導を行うとともに、多様な体験活動（学習）を通じて、探究的な学習を進める。
- (2) 自学自習の確立を目指し、学習方法を身に付けさせるとともに、家庭と学校で情報共有し、家庭・地域と連携した学習習慣の定着に向けた取組を進める。

重点項目 2 豊かな人間性

1 望ましい友だち関係、主体的な規律ある生活の確立

多様で豊かな体験活動などを通して、豊かでたくましい心の育成と存在感や充実感のある学校・園生活を送らせるための積極的な指導を進める。また、学校・園や社会における規範遵守の意義や重要性について、日常的な指導や保育、学級活動・道徳などあらゆる場面を通して、こどもの規範意識の向上を図る。

2 不登校・いじめ・虐待などの解消に向けた総合的な取組の推進

校・園長を中心として全教職員の一致した指導体制により、未然防止・早期発見に努めるとともに、発生した場合には、関係諸機関や家庭や地域社会との連携を図り、互いに協力してこどもの立場に立って指導・支援を行う。

3 芸術文化・読書活動に親しみ、ふるさと八幡を創る市民性の育成

豊かな感性をはぐくむために、こども達の芸術文化活動や読書活動を推進し、意欲や資質を伸ばすように努める。また、ふるさと学習や伝統文化を学ぶ機会を拡充し、ふるさとに対する愛着と豊かな人間性を持ち、将来の八幡を担う市民性の育成を図る。

保育園・幼稚園・こども園（就学前施設）

- (1) 園生活を過ごす中で、他者との信頼関係の下で安心感をもって環境に関わり、自己を十分に発揮しながら遊びや生活を楽しむように援助するとともに、集団生活を通じて自主、自立及び協同の精神並びに道徳性や規範意識の芽生えを培えるよう支援に努める。
- (2) 保護者の多様な価値観や育児不安に適切に対応するとともに、こどもの基本的な生活習慣の確立を図るために、家庭との連携を深め、地域全体の子育て支援に努める。

小・中学校（義務教育施設）

- (1) よりよい人格形成を促すために、教職員とこどもとの深い信頼関係を基盤として、内面の理解に努め、生徒指導実践上の視点（自己の存在感、共感的な人間関係、自己決定の場、安全・安心な風土）を生かして、きめ細かな指導と、適切な教育相談を行う。

- (2) 様々な問題事象に対しては、法や方針などに基づきスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関なども活用して、チームとして対応し、こどもの自発的・主体的に成長発達する過程を支えるよう努める。また、望ましい集団活動を通して、好ましい人間関係の育成に努める。
- (3) こどもの実態を考慮しながら、生命を大切に、他人を思いやることのできる豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」として、教育活動全体を通じて道徳性を養うよう努める。

重点項目 3 健やかな身体

1 生涯を通じて体育・スポーツに親しむ能力・態度の育成

健やかな身体をはぐくむために、体育・スポーツ活動を、教育活動全体を通じて適切に実施し、運動することの楽しさや喜びを体験させ、生涯にわたって体育・スポーツ活動に親しむ能力や態度を育てる。

2 自ら健康な生活を営む、たくましい実践力の育成

こどもが健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育成し、心身の調和的な発達を図る。そのため、学校・園においては、家庭や地域社会、関係諸機関と連携を図りながら、適切な健康安全に関する活動の実践を促し、こどもの発達段階を考慮して、健康安全教育を組織的、計画的に推進する。

3 健やかな成長のための食育の取組の推進

学校・園における食育を推進するため、食に関する指導計画などに基づき、積極的な指導を行うとともに、生きた教材としての園・学校給食に地場産物の活用を推進し、その充実を図る。

保育園・幼稚園・こども園（就学前施設）

- (1) 自然とのかかわりや直接的・具体的な体験を積極的に取り入れ、こどもの感性や思考力の芽生えを培うとともに、日常的な遊びを通して、心と体を十分に働かせ、健康で安全な生活を作り出す力を養う取組を行う。

小・中学校（義務教育施設）

- (1) 新体力テストの結果をもとに、自己の体力について理解させ、幼小中の接続及び発達の段階に応じつつ、各校の実態に即した取組により、こどもの体力や運動能力を上昇させることを目標として、積極的に体力・運動能力の向上を図る。
- (2) 安全教育・防災教育などを通して、身の回りの危険に気付き正しく判断し、自ら安全な行動がとれる能力と態度を育成すると共に自分の身は自分で守る習慣の定着を図る。

重点項目 4 よりよい社会の構築に貢献できる力を はぐくむ

1 一人一人が人権を尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指す教育の推進

部落差別や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症患者などの人権問題を踏まえ、一人一人の尊厳と人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが大切にされる共生社会の実現に向けた教育を推進する。

「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育の理念および「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障がいにより教育上特別の支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程などを編成・実施するとともに、合理的配慮に留意し自立し社会参加する資質や能力を育成する。

2 社会の変化を前向きにとらえ、よりよい社会と幸福な人生を創りだす子どもの育成

- (1) 一人一人の子どもが自分のよさに気付き、将来への希望を持ち、目的意識を高め、キャリア教育を通して、望ましい職業観や勤労観を身に付けられるように指導する。また、個性や能力の伸長に努め、生涯にわたって心豊かにたくましく生きていくために、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。
- (2) 主権者教育を通して、法やルールについて理解し、個人としての権利と義務を行使し、自己実現を図る。また、社会の意思決定や運営の過程において、人や社会と積極的に関わろうとする資質を育成する。
- (3) SDGsに掲げた開発目標について、自らのこととして課題を理解し、主体的に解決を目指す実践的な活動の推進に努める。
- (4) 「八幡市環境自治体宣言」「環境方針(環境改善への決意)」や「八幡市環境マネジメントシステム」など本市の環境に対する取組への理解を図り、ゴミの減量・分別・リサイクル・省エネなど、体験的な学習を積極的に取り入れ、学校における具体的な取組を通して環境教育の推進に努める。
- (5) 小中学校に整備した一人一台端末の効果的な活用を進め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指すとともに、情報を主体的に選択し、活用できる能力や情報社会に参画する態度などの情報活用能力の向上を図る。
- (6) 国際社会に生きる日本人の育成という観点に立ち、人権尊重の精神を基盤として、我が国の文化と伝統などを尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく資質や能力を育成する。
- (7) 外国とつながりのある子どもについて、外国での生活習慣や生活経験の特性を生かすとともに、日本語指導の充実を図るなど、適切な指導に努める。

重点項目 5 魅力ある学校・園づくり

- (1) 「確かな学力」「楽しい学校・園」「地域に支えられる学校・園」をキーワードに一人一人のこどもが、安心感や存在感をもって学校・園生活を送ることができる魅力ある元気な学校・園づくりを進める。
- (2) 絶えず実態把握に努め、評価・検証を通じて、教育の「かたち（体制・仕組）」と「きもち（発想・意識）」を変え、「まなび」を変えることによって、学校・園がこどもにとって豊かな学びの場となるよう学校運営（経営）改善に努める。
- (3) 各学校・園においては、地域の自然や文化・人材などの資源を積極的に活用し、教育活動全体との関連のもと、学校・園の創意工夫による特色ある教育活動を展開できるようカリキュラム・マネジメントを進める。
- (4) 学校関係者評価や学校支援地域本部事業、学校支援協議会などを活用し、地域コミュニティとつながる開かれた学校・園づくりを推進する。
- (5) 学校・園におけるこどもの安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修などに関する学校安全計画を策定・実施する。また、地域社会の協力を得つつ、学校独自の「危機管理マニュアル」の検証と改善に努める。

重点項目 6 教職員の資質能力の向上

- (1) 校・園長は、教育目標達成のため、自校・園の組織体制を整え、教育課程などを編成するとともに、課題に応じた年間研修計画を策定する。また、教職員の研修と研修成果の発表を積極的に推進し、魅力ある教職員の育成及び学校・園の教育力の向上に努めるとともに、教職員の心身の健康管理に留意し、働きがいのある学校・園経営に努める。
- (2) 教職員は、社会の変化や時代のニーズを踏まえ、研修講座や研究指定校など他校・園の研究成果を積極的に活用し、校内研修や教育実践に生かして、意欲的に指導力の向上を図る。また、常に自らの健康に留意し、自己研修、人格の陶冶に励み、高い人権意識・倫理観を養う。
- (3) 教職員は、こども達や地域の実情を踏まえ、“カリキュラム・デザイナー”として企画力を発揮し、創意工夫を凝らした教育活動を展開できるように努める。
- (4) 教職員は、こどもや保護者の教育的ニーズを的確に把握し適切に対応するとともに、教職員相互の連携・協働体制の確立を図り、組織としての学校・園の教育力を高めるように努める。

こどもの主体性の重視(こどもにとって)

明日も園・学校へ行きたいと思える指導・支援
こどもの未来へつながる指導・支援

教職員の視点

遊ぶ楽しさ・体験する楽しさ・学ぶ楽しさの創造

非認知能力・ウェルビーイングの育成・学力の三要素

環境設定、支援・指導方法、学びの形態の工夫・改善

切れ目のない校種間の連携

包み込まれているという感覚・自己肯定感

- ・ こどもは、一人一人違う個性を持っている。
- ・ どの子も学びたがっている。

- ・ 伝える(教える)べきことは、きちんと伝える(教える)。
- ・ 「こうあるべき、こうするべき」ではなく、一人一人のこどもの持っているものを引き出し(edu)、励まし、のばしていく。